

各位

震災アスベスト緊急対策についての勧告その2

未曾有の震災に当たり、復旧・復興にご尽力いただいていることに心から敬意をはらいます。

私達はアスベスト災害と震災アスベスト問題について国際的に調査研究をしているグループです。阪神淡路大震災では地震直後と解体工事にあたり、アスベストが飛散し、この対策が遅れたために、直後には呼吸器疾患患者が大量に発生し、その後工事関係者の中に中皮腫（がん）の死者が出ています。

この経験を踏まえ、3月21日に6項目の勧告をさせていただきました。その後、関係団体と協力しながらの被災地における大気中のアスベストの濃度測定、被災建物の吹き付け材のアスベスト含有の検査等を行い、複数の被災建物において、アスベスト含有吹き付け材が使用されていることを確認いたしました。

（調査結果報告については中皮腫・じん肺・アスベストセンターのウェブサイト <http://www.asbestos-center.jp/mask/20110701report.html> を参照してください）その後、国や県、被災市町村にがれき処理及び建物解体における対応の実態について、一部の自治体でのヒアリングを行ってきました。これらの調査を踏まえ、下記2点について勧告させていただきます。

提言1 被災建物吹き付けアスベスト解体前事前調査の実施

今大震災は都市部における被災は多くないため、被災建物に吹き付けアスベストが使用されている可能性は都市部震災に比べて低い。しかし、我々の調査でも、アスベスト（クロシドライト、アモサイト）含有吹き付け材が使用されている建物が確認されている。これらの建物は、特に覆いをかけられることなく放置されている。これらの建物の解体に際しては、アスベストの使用の有無が事前にチェックされ、適正な措置が取られなければならない。

そこで、被災エリア等調査範囲を設定して、解体前の事前アスベスト調査を被災建物に行うべきである。その際、被災市町村の負担を考慮し、事前調査に対する国の予算措置を早急に図ったうえで、調査実施体制を組み、県や市町村との連携のもとに実施するべきである。調査実施体制については、地元の建築士関係機関やアスベスト検査機関などを活用し、地元で体制が取れない場合は全国の機関を活用するべきである。

提言2 アスベスト含有の可能性のある成形板等のがれき処理の徹底

がれき集積場（仮置き場）では、アスベスト含有が疑われる成形板が非常に細かく破砕されている（写真参照）。環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）平成23年3月」では、石綿含有廃棄物は「飛散防止措置をとること」と「中間処理としての破砕禁止」とされている。がれき集積場の成形板等の状況は、このマニュアルに適合しているとは言い難い。アスベスト含有の恐れのある成形板等の石綿含有廃棄物処理の破砕・飛散防止措置の徹底をはかるべきである。さらに、これらは、がれき処理場だけでなく、建物解体・分別時においても厳格に適用するべきである。

業者による適正処理の実効性を担保するため、自治体がパトロール等によって監視・指導を行われなければならない。市町村の体制がとれない場合、県や国による補完・支援をすべきである。



がれき集積場における成形板等の保管状況

立命館アスベスト研究プロジェクト

立命館大学政策科学部教授	石原 一彦
(プロジェクト代表) 立命館大学政策科学部教授	森 裕之
立命館大学政策科学部教授	平岡 和久

<連絡先>

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学政策科学部 石原一彦
Tel : 075-465-7877 (学部事務室) E-mail : ishihara@sps.ritsumei.ac.jp

*この勧告は、国の関係機関、岩手県、宮城県、福島県及び3県の津波によるがれきが発生している被災市町村の関連部局などにお送りしております。福島県及びその被災市町村におかれましては、原発の関係からまだがれき処理に着手できていないところもありますが、参考までにお送りさせていただきます。